

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市安佐北区安佐町大字久地字堀切山10625番地10

氏 名 ヨシムラ環境整備株式会社
代表取締役 吉村 学
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實

許可の年月日 令和 7年10月12日

許可の有効期限 令和14年10月11日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H15.10.21	更新許可	H26. 8. 5	変更許可
H20.11.21	更新許可	H30.11.12	更新許可
H25.10. 4	更新許可	R 7.11. 5	更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
収 集 運 搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 汚泥（廃乾電池に限り、判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）この欄以下余白
収 集 運 搬 (積替・保管を含まない) 以 下 余 白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以 下 余 白